

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第46条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を對し、又はそのおそれのある行為をせよとみだりに勸告若しくは警告をせよ、遺棄し、その健康及び安全を維持することが困難な場所に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより、或ることに、同3の罰則し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な療養を行わないこと、同2の條の規定した違反又は同3の愛護動物の健康が被害された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他、同條の違背を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「恵役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがないようにお願いします。



環境省 警察庁

動物の遺棄・虐待は